

第 3 4 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日（金） 午後 2 時 1 8 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日（金） 午後 2 時 5 2 分

4. 出席委員（15人）の番号及び氏名

1 番 澁 谷 秀 明	2 番 太 田 豪	3 番 成 田 悦 夫	4 番 高 橋 洋 美
5 番 三 浦 久 利	6 番 佐 藤 正 悟	7 番 棟 方 廣 光	8 番 川 村 博 行
9 番 澁 谷 和 仁	10 番 貴 田 德 正	11 番 瀬 戸 弘 之	
13 番 瓜 田 良 一	14 番 相 馬 一 二	15 番 下 山 勝 源	16 番 成 田 春 光

5. 欠席委員（0人）

なし

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 1 5 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について
 議案第 1 5 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 1 5 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 1 5 8 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 8 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 8 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下 山 和 洋	事務局次長 石 村 浩 一	総括主幹 齋 藤 千 帆	主事 阿 保 龍 治
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 2 時 1 8 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 3 4 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1 0 番貴田徳正委員と、1 1 番瀬戸弘之委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
 それでは議案の審議に入りますが、議案第 1 5 5 号から議案第 1 5 8 号まで一括議題とし、順次審

議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第155号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事 務 局

議案第155号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。
農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

この件は2件ございます。

場所につきましては、配付している資料の「第34回総会 議案第155号 第5条農地転用許可申請位置図」でご確認ください。

No.1につきましては、土地の表示は、○○○○○○○○○、地目は畑で、面積が107㎡でございます。

申請理由は、住宅の新築となっております。

農地区分は第3種農地ですが、第3種農地は、原則許可できることとなっておりますので、許可相当と認められます。

続いてNo.2をご説明いたします。

土地の表示は、○○○○○○○○○○○、地目は田で、面積が357㎡でございます。

申請理由は、No.1同様「住宅の新築」となっております。

なお、農地区分につきましては第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるものは、不許可の例外に該当するので許可相当と認められます。

以上です。

議 長

それでは、議案第155号のNo.1について、現地調査をした委員から、報告をお願いします。
2番、太田豪委員。

太田委員

はい。それではNo.1について報告をいたします。

去る、12月4日、農地パトロールにおいて、六郷・梅沢担当委員、事務局と現地調査をいたしました。

場所は鶴泊駅から東へ約200mのあたりに位置している、畑の転用申請であります。

申請地の面積は、107㎡で、転用目的は、住宅の新築です。

申請地の周りは、東側が町道、西側が宅地、南側が県道、北側が譲渡人の宅地であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

続いて、議案第155号のNo.2について、現地調査をした委員から、報告をお願いします。
9番、澁谷和仁委員。

澁谷委員

はい、9番、澁谷です。

続いてNo.2について、報告をいたします。

去る、12月3日、貴田徳正委員、事務局と現地調査をいたしました。

場所は鶴田町役場から南東へ約2.5km、中野集落の北側に位置している、田の転用申請であります。

申請地の面積は、357㎡で、転用目的は、住宅の新築です。

申請地の周りは、東と北側が譲渡人の田、西側が畑、南側が町道であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第156号及び議案第157号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。

10番、貴田徳正委員。

貴田委員

はい、10番貴田です。それでは、報告をいたします。

去る12月3日、澁谷和仁委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件、使用貸借が1件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議 長

それでは、議案第156号について事務局より説明願います。

事 務 局

議案第156号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は6件です。No.1からNo.6について説明いたします。

平成30年11月20日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が2件、普通売買が1件、贈与が3件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第157号について事務局より説明願います。

事 務 局

議案第157号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は1件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

契約期間は、記載のとおりです。

以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

太田委員

はい。貸借の契約期間が50年となっていますが間違いはないですか。

事 務 局

貸借の契約期間が最高50年なので、50年で申請を受けました。

太田委員

わかりました。

瀬戸委員

私からも質問です。仮に50年の契約の間に貸している方が死亡した場合はどうするんですか。

事 務 局

使用貸借につきましては、借り手の死亡で契約が切れます。

瀬戸委員

貸し手は死亡したら相続すれば良いんですか。

事務局 はい。そうです。

瀬戸委員 わかりました。

議長 他に質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第158号について事務局より説明願います。

事務局 議案第158号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は10件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第155号から議案第158号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第85号について事務局より説明願います。

事務局 報告第85号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1からNo.6について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第86号について事務局より説明願います。

事務局 報告第86号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後2時32分)

議 長 再開します。(午後2時51分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第34回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後2時52分)